

## 特定疾病見舞金支給規則改正概要（案）

### 1 特定疾病療養者とは

#### (1) 《定義》

##### ○特定疾病

原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ経過が慢性にわたる疾病をいう。

##### ○療養者

特定疾病のため継続的に入院又は通院治療を受けている者をいう。

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病医療法）が施行され、平成27年1月1日に指定難病が56疾病から110疾病に拡大され、更に平成27年7月1日に110疾病から306疾病に拡大された。・・・【参考資料①】

（また、同日で児童福祉法が改正され、小児慢性特定疾病対象疾病が、11疾患群（514疾病）から14疾患群（704疾病）に拡大された。）・・・【参考資料②】

#### (2) 特定疾病療養者への処遇

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、千葉県知事より指定難病の認定を受けた場合は、医療費負担分が3割から2割に軽減される。

### 2 流山市特定疾病療養者見舞金支給制度の目的

《流山市特定疾病療養者見舞金支給規則（以下「規則」という。）》

・・・【参考資料③】

#### （目的）

第1条 この規則は、療養者又はその保護者に対して見舞金を支給し、もって療養者又はその保護者の闘病若しくは労苦に報いることを目的とする。

### 3 規則の改正

#### (1) 対象者

現在の見舞金の対象疾病は、独自の疾患を加えた61疾病を対象としている。

改正後は、「指定難病者」306疾病、「小児慢性特定疾患者」14疾患群（704疾病）、「独自疾病（難治性の肝炎、ネフローゼ症候群、橋本病、ファブリー病）」4疾病 計1,014疾病

#### (2) 課題

##### ①対象者数

改正後の対象疾病数は、約17倍（61疾病→1,014疾病）に拡大する。

ただし、本市における対象者は、現状の2,100人から4,600人、約2倍増となることを想定している。

##### ②見舞金総額

見舞金の単価は1人当たり、年間4万円、平成26年度決算では、年間支給総額で7,880万円であった。

単価4万円を据え置き、平成28年度支給総額を試算すると、約1億8,400万円となる。

#### (3) 見舞金の改正額

見舞金の目的は、「療養者又はその保護者の闘病若しくは労苦に報いること。」（前項2参照）である。

2倍に増加する対象者に対し、当該目的に沿い、平等に見舞金を支給するためには、制度破綻を招かないような、制度設計が必要と考える。

そこで見舞金の額を、現行の年額4万円から、年額2万円に改正する。

### 4 実施時期

福祉施策審議会の諮問・答申を経て、規則を改正し、平成28年4月1日施行予定。・・・